

富山県における宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定について

1 背景・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を受け、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行された。

富山県では、盛土規制法に基づく規制区域（第10条第1項の「宅地造成等工事規制区域」及び第26条第1項の「特定盛土等規制区域」）の指定を進めており、この度、規制区域（案）（中核市（富山市）を除く）を作成した。

2 盛土規制法の特徴

(1) スキマのない規制

- ・県知事等が宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

(2) 盛土等の安全性の確保

- ・盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び[3]工事完了時の完了検査を実施 等

(3) 責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

(4) 実効性のある罰則の措置

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則を規定 等
※最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

3 規制区域指定後、規制対象となる盛土等の規模

富山県では、盛土規制法施行令に基づき、次の盛土等について許可対象とする予定。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

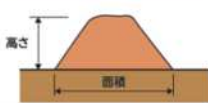

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

【出典：盛土規制法パンフレット（国土交通省・農林水産省・林野庁）】

4 本県における規制区域（案）の考え方

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき、本県における規制区域（案）を設定したところ、県内全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となる。（規制がかからない区域はない）

(1) 宅地造成等工事規制区域

対 象：市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

設定範囲：都市計画区域 及び 集落の区域

（集落の区域）

都市計画区域以外で、50戸以上の建築物^{※1}が50m以内の距離で連たんしている地域に、隣接・近接する区域^{※2}を含めたもの

※1 建築物（無壁舎（駅のホーム、車庫等）を除く）は住宅地図から抽出

※2 隣接・近接する人家等に危害を及ぼしうる土地の区域を指し、人家等から平地（勾配1/10未満の土地）は50m、傾斜地（1/10以上の土地）は250mを確保

(2) 特定盛土等規制区域

対 象：市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

設定範囲：宅地造成等工事規制区域を除く県内全域

※本県の場合、山間部が急峻な地形であるため、盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、人家等のある地域まで到達すると想定されるため、宅地造成等工事規制区域以外の県内全域を設定

